

高知県乳用後継牛確保対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3項から第5項まで、第8条、第9条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3項から第5項まで、第8条、第9条第3項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u></p>